

# 地域における金融仲介機能の十分な発揮と外部専門家に期待される役割

デジタルライゼーションの加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化など、金融機関の経営環境はこれまでになくスピードで変化している。こうした中、金融機関の経営者には、時間軸を意識しつつ、多様なリスクを管理して健全性を確保しながら、金融仲介機能の発揮といった課題に適切に対処していくための具体的な経営戦略



金融庁長官

## 遠藤俊英

金融サービスを提供することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献することが求められている。そして、こうした金融仲介機能の十分な発揮に向けた取組みは、金融機関自身にとっても、継続的な経営基盤を確保する上で重要と考えられる（「共通価値の創造」）。

金融庁は、地域における十分な金融仲介機能の発揮を促していくため、2018事務年度から、「地域生産性向上支援チーム」を組成し、各財務局と連携し、地域企業及びその支援関係者（地方自治体、商工会、外部専門家等）との関係構築・対話を行っている。そして、こうした取組みを通じて把握した地域企業・経済

の実態も基にしながら、地域金融機関の社外役員を含む経営陣等や営業現場の責任者等との深度ある対話を行うことを通じ、金融仲介機能の十分な発揮を促している。税理士をはじめとする外部専門家の方々には、地域経済エコシステムを形成する地域企業の支援関係者として、引き続き金融機関と二人三脚で地域の活性化にご尽力頂きたい。

を策定することが求められている。そして、金融機関の取締役会等（特に社外取締役）には、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効的な規律付けを行うことが期待されている。特に、地域金融機関については、安定した収益と将来にわたる健全性の確保を前提にしつつも、地域企業の真の経営課題を的確に把握した上で適切な

また、金融庁は、中小企業に対する金融仲介機能の十分な発揮の観点から、担保・保証に過度に依存しない融資の促進が重要であると考え、これを促進させるための手段の一つとして、「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促してきた。ガイドラインをより一層浸透・定着させるためには、税理士をはじめとする外部専門家の協力も必要不可欠である。例えば、ガイドライン上、法人と経営者との関係を明確に区分・分離することが求められているところ、経営者に対してその必要性を認識してもらうほか、書面添付制度の活用等を通じてその実態を保証するといった形で、税理士が経営者と金融機関の橋渡しを行うことにより、ガイドラインの浸透・定着が促進することが期待される。

2018年6月をもって、金融庁はその前身である金融監督庁の発足より数えて20年目の節目を迎えた。21年目の新たなスタートとなる2019年も、金融行政の目的である「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」の実現に向けて、「金融育成庁」として関係者の皆様との対話を深めてまいりたい。